

2025 年度
建設業 DX 推進支援事業費補助金
【公募要領】

【申請期間】

2025 年 5 月 14 日（水）から 12 月 31 日（水）まで

【問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課土木技術グループ

電 話：052-961-6507

メール：kensetsu-dxhojo@pref.aichi.lg.jp

【注意事項】

同一法人・事業者からの応募は、1 件に限ります。

申請に必要な書類のデータは下記サイトにより、ダウンロードしてください。

(URL) <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsudx.html>



【不正利用の防止】

「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」、「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、補助金交付決定の全部又は一部取り消し後、補助金を返還いただくだけでなく、刑事罰が適用される場合もあります。

2025 年 5 月

愛知県

目次

1	建設業DX推進支援事業費補助金の目的	・・・P. 1
2	補助対象事業者	・・・P. 1
3	補助対象期間・事業	・・・P. 1
4	補助金交付・補助率・補助対象経費	・・・P. 2
5	申請手続き・交付決定	・・・P. 3
6	補助金交付決定後の流れ	・・・P. 4
7	補助事業者の義務等	・・・P. 6
8	問い合わせ先	・・・P. 7
9	申請書類の様式等	・・・P. 8

1 建設業DX推進支援事業費補助金の目的

建設業は、地域の担い手であり、災害時には緊急対応を担う必要不可欠な産業であるが、昨今の建設業においては、人口減少や高齢化が進む中で担い手不足が課題となっており、建設業の役割を果たすため、働き方改革と生産性向上が必要不可欠となっています。

そのため、少ない人数で安全に快適な環境で働く生産性の高い建設業の実現のため、「建設業DX推進支援事業費補助金」により、建設業のDXを推進します。

2 補助対象事業者

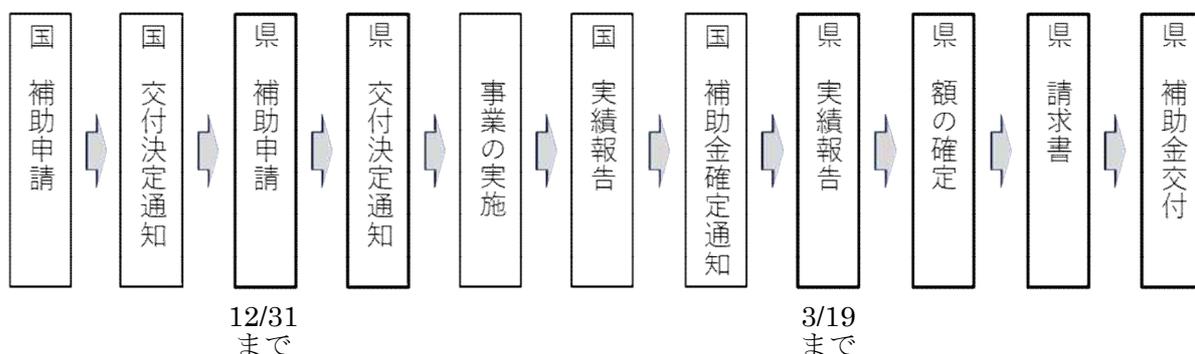
補助対象事業者は、以下の全てを満たす事業者とします。

- (1)申請当該年度において、経済産業省中小企業庁の「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程（通常枠）」（以下「IT補助金規定」）に基づき補助金確定通知書を受けた事業者。
- (2)愛知県建設局及び都市・交通局が発注した一般土木工事について、申請する前年度までの過去3年間のうち受注実績がある事業者。
- (3)申請当該年度において、一般土木工事の入札参加者格付基準の総合点数1150点未満の事業者。
- (4)愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助対象期間・事業

(1) 補助対象期間

本補助金の対象期間は、県へ2025年12月31日までに補助申請し、交付決定通知日から2026年3月19日（木）までに補助事業実績報告書を提出できるものとします。



(2) 補助対象事業

申請当該年度に経済産業省中小企業庁の「IT補助金規定」に基づき補助金確定通知書を受けた事業を対象とし、働き方改革や生産性向上を目的としたシステム導入に関する事業とします。

4 補助金交付・補助率・補助対象経費

(1) 補助金交付、補助率及び補助限度額

I T 補助金規定に基づく補助金を受けた事業者に対し、上乘せして補助金を交付します。

I T 補助金規定に基づく補助対象経費から国の交付を受ける補助金の額を減じた額に2分の1を乗じた額とし、50万円を上限とします。

なお、消費税については、補助対象外とします。

また、補助金は、令和7年度愛知県予算建設業DX推進支援事業費の範囲内となります。

(2) 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費が対象となります。

働き方改革や生産性向上を目的としたシステム導入に関する経費及び当該システムに関連する導入関連経費

(例) 工事写真管理システム、出来形管理システム、工程管理システム、勤怠管理システム、発注管理システム、システム導入に付随するクラウド使用料、導入設定料、保守サポート料、導入コンサルティング料 等

また、補助対象経費は次の条件を全て満たすものとします。

- ・使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・補助対象期間内の契約・発注により発生した経費
- ・証拠書類によって金額・支払内容が確認できる経費

※汎用性があり、目的外使用となる機械装置（パソコン、タブレット端末等）の購入経費は対象外とする。

※原則、I T 補助金規定に基づく補助金の補助対象経費を対象とします。

(3) 補助金交付についての注意事項

- ① 補助金の交付対象となる経費は、支払い対象となる行為（発注、支払い、補助事業実績報告書提出）が、2026年3月19日までの期間に限ります。
- ② 補助金の支払は、実績報告後の精算払いとします。
- ③ 事業の対象として不明確なものや、証拠書類により金額等が確認できない支出は対象となりません。
- ④ 補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような行為（形式・時期の如何を問わず、販売事業者等から補助事業者に実質的に還元を行うもの）あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、本事業全体を通じて、補助金交付の目的に反する行為として取り扱います。

5 申請手続き・交付決定

(1) 申請期間

2025年5月14日（水）から12月31日（水）まで

- 提出期限を過ぎた申請は受け付けられません。
- 提出された申請書類に不備がある場合、申請は受理されません。不備内容を修正の上、再度提出していただく必要があります。
- 申請期間内に修正が完了しない場合、申請は受理されない場合がありますので、余裕を持って申請手続きを行ってください。

(2) 申請方法

以下のメールアドレス宛て、申請書類を提出してください。

kensetsu-dxhojo@pref.aichi.lg.jp

【注意事項】

- メール件名は「【建設業DX推進支援事業費補助金】申請書類の提出（御社名）」としてください。
- メール添付ファイルの容量は、15MB以下にしてください。指定サイズを超える場合は、複数のメールに分割して提出してください。
- 受け付けた申請メールに、受信から3営業日以内に確認メールを送信します。確認メールが届かない場合は、「問い合わせ先」（7ページ参照）まで御連絡ください。

(3) 申請書類

- ① 建設業DX推進支援事業費補助金交付申請書【様式1、申立書、補助事業説明書】
- ② 愛知県建設局及び都市・交通局発注が発注した一般土木工事について、申請する前年度までの過去3年間のうち受注実績の確認できる書類。
- ③ 申請当該年度において、一般土木工事の入札参加資格者格付基準の総合点数1150点未満の事業者であることを確認できる書類。
- ④ 申請当該年度において、IT補助金規定に基づく交付決定通知書の写し。
- ⑤ 金額の算出根拠書類（見積書、カタログ等）
- ⑥ その他知事が必要と認める書類。

【注意事項】

- 申請書類は、必ず本公募要領による様式を使用してください。
- 行政手続きの押印廃止に伴い、申請書類に押印は必要ありません。
- 審査は、申請書類に基づく書面審査とします。
- 申請書類は、審査以外の目的には使用しません。また、申請書類は返却しません。

- 同一法人・事業者からの申請は、1件に限ります。ただし、異なる法人・企業であっても代表者が同じ場合は、同一法人・事業者として扱います。

(4) 交付決定及び通知

募集開始後、所定の書類が提出された先着順で審査を行います。

提出された申請書を精査し、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、申請者に対して様式2の補助金交付決定通知書により通知します。

(5) 申請の取り下げ

5 (4) による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を提出してください。

なお、申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、無かったものとみなします。

(6) 交付決定の取消し

補助事業者が、以下のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消すものとします。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- ② 2に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明したとき。
- ③ 7 (1) ①に規定する申請書の提出又は、6 (1) に規定する報告書の提出を怠ったとき。
- ④ I T補助金規定に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取消されたとき。
- ⑤ I T補助金規定に基づく補助金を辞退したとき。

上記による取消しをしたときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとします。この場合において、補助事業者は、愛知県補助金等交付規則第18条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付することになります。

6 補助金交付決定後の流れ

(1) 実績報告書の提出

① 提出期限

補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は2026年3月19日のいずれか早い期日までに、様式7による補助事業実績報告書を提出してください。

② 提出書類

	様式	内容	注意事項
1	実績報告書 【様式7】	補助事業の最終的な成果などを記載します。	指定された様式により作成してください。
2	事業結果報告書 【様式7別紙】	事業の実施結果、今後の事業展望などを記載します。	指定された様式により作成してください。
3	収支明細書 【任意様式】	収入と支出の詳細を記載します。	支出項目ごとに詳細を記載し、証拠書類と一致するようにしてください。
4	証拠書類	(2) に示す証拠書類を添付します。	
5	その他県が指定する書類	追加で書類の提出を指示することがあります。	

(2) 証拠書類

① 証拠書類

以下の証拠書類を必ず添付してください。

	項目	内容・注意事項
1	I T 補助金規定に基づく補助金確定通知書の写し	経済産業省中小企業庁の「I T 補助金規定に基づく補助金確定通知書」の写しにより、国の審査を経ていることを確認します。
2	納品書、請求書	物品を受け取ったこと、又は、サービスが完了したことを確認できる書類。 (例) 納品書、完了報告書 等 物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類 (例) 請求書 等 ※補助対象事業に係る支払であることが分かり、内訳が分かるもの。
3	役務の実施内容説明資料	補助事業における役務の実施内容がある場合、実施内容及び業務に要した費用に関する説明資料。また、必要に応じて、実施実態資料(業務日誌、勤怠管理簿)等の提出を求めることがある。

(3) 支払方法

- ① 6（1）の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び調査を行い、報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（7（1）①に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し様式8により通知する。
- ② 補助事業者は、6（3）①の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、7日以内に様式9による請求書を提出しなければならない。また、補助金の交付を受ける口座情報を以下の内容に留意して提出する（任意様式）。

必要な書類	注意点
補助事業者の口座情報 (例) ・通帳の表紙+表紙裏面 ・インターネットバンキングの必要 情報が確認できるページ	・補助金を受ける口座は日本国内の口座に限る。 ・キャッシュカードの提出は認められない。 【必須項目】 金融機関名、金融機関コード、支店名、支店番号、口座名義人名、口座名義人名（カナ）

7 補助事業者の義務等

(1) 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守してください。

- ① 補助事業者は、次に掲げる場合には、速やかに様式3による承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
 - ・20%を超えて、補助事業に要する経費の配分額を変更しようとするとき。
 - ・補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- ③ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができず見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式4による補助事業遅延等報告書を提出し、その指示を受けなければならない。
- ④ 補助事業者は、申請書記載事項のうち、住所、名称及び代表者に変更があったときは、直ちに様式5による変更届を提出しなければならない。また、組織変更した場合には、様式6による事業継承届を提出しなければならない。
- ⑤ 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過する前に補助事業により取得したシステム等を処分しようとするときは、あらかじめ様式10による申請書を提出し、その承認を受けなければならない。また、県は、当該承認に係る財産を処分したことにより補助事業者収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

- ⑥ 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- ⑦ 同一目的の事業において、経済産業省中小企業庁のIT補助金規定に基づく補助金以外の補助金等を受ける場合には、この補助金を交付しない。
- ⑧ 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- ⑨ 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- ⑩ 補助事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

(2) 知的財産権の帰属

補助事業の実施により得られた知的財産権は、補助事業者に帰属するものとします。

(3) 事業成果の公表等

補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。

(4) 政治資金規正法に関する事項

政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、愛知県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付決定の通知を受けた日から一年間、愛知県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

8 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の窓口で受け付けます。

ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

愛知県建設局土木部 建設企画課 土木技術グループ

電話：052-954-6507（ダイヤルイン）

メール：kensetsu-dxhojo@pref.aichi.lg.jp

9 申請書類の様式等

- ・ 様式 1 : 建設業DX推進支援事業費補助金交付申請書
- ・ 申立書
- ・ 別紙 : 補助事業説明書
- ・ 様式 2 : 建設業DX推進支援事業費補助金の交付決定について
- ・ 様式 3 : 建設業DX推進支援事業費補助金（計画変更、中止又は廃止）承認申請書
- ・ 様式 4 : 建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書
- ・ 様式 5 : 建設業DX推進支援事業費補助金に係る変更届
- ・ 様式 6 : 建設業DX推進支援事業費補助金補助事業承継届
- ・ 様式 7 : 建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書
- ・ 別紙 1 : 事業結果報告書
- ・ 様式 8 : 建設業DX推進支援事業費補助金の額の確定について
- ・ 様式 9 : 建設業DX推進支援事業費補助金申請書
- ・ 様式 10 : 建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

様式1

年 月 日

(あて先)

愛知県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者

建設業DX推進支援事業費補助金交付申請書

建設業DX推進支援事業費補助金の交付を受けたいので、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

別紙の補助事業説明書のとおり

2 補助金交付申請額等

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) IT補助金規程に基づく補助対象経費 | 円 |
| (2) IT補助金規程に基づく交付決定を受けた補助金額 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 (※1) |

※1 上記(1)の額から(2)の額を減じた額に2分の1を乗じた額(ただし上限50万円)とし、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

(1)、(2)、(3)は、消費税を除いた金額を記載してください。

3 添付書類

- (1) 建設局及び都市・交通局発注が発注した一般土木工事について、申請する前年度までの過去3年間のうち受注実績の確認できる書類
- (2) 申請当該年度において、一般土木工事の入札参加資格者格付基準の総合点数1150点未満の事業者であることを確認できる書類
- (3) 申請当該年度において、IT補助金規程に基づく交付決定通知書の写し

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

申立書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所（本社所在地、郵便番号）

名 称（企業等名及び代表者の氏名）

建設業DX推進支援事業費補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

（申請者の皆様へ）

愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。

建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消します。

（注）この様式用の紙サイズはA4とする。

様式2

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

建設業DX推進支援事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けの申請については、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第9条の規定によって、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及び、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存すること。

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

様式3

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金（計画変更、中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業を下記のとおり（計画変更、中止又は廃止）したいので、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 計画変更、中止又は廃止の理由

2 計画変更の内容

- (注) 1 この様式用の紙サイズはA4とする。
2 計画変更、中止又は廃止の理由及び計画変更の内容は、できるだけ詳細に記入すること。

様式4

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業の遅延等について、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対してとった措置

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

様式5

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金に係る変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業に係る補助事業者について下記のとおり変更がありましたので、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更理由

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

様式6

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金補助事業承継届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった補助事業について事業を承継しましたので、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 承継内容

(1) 旧補助事業者

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

(2) 新補助事業者

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

2 承継理由

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

様式7

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業
を 年 月 日付けで完了しましたので、建設業DX推進支援事業費補助金交付
要綱第15条第1項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業結果報告書（別紙1）
- 2 収支明細書
- 3 IT補助金規定に基づく補助金確定通知書の写し

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

別紙1

事業結果報告書

1 事業の実施結果

(1) 事業担当者

(2) 事業期間

(3) 事業の内容

(4) 事業の成果

2 今後の事業展望等

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

様式8

第 号

年 月 日

様

愛 知 県 知 事

年度建設業DX推進支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け補助事業実績報告書については、交付決定の内容及びその条件に適合
していますので、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金 円

（注）この様式用の紙サイズはA4とする。

様式9

年 月 日

(あて先)
愛知県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者

建設業DX推進支援事業費補助金申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知があった上記補助金について、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円也

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

様式10

年 月 日

愛知県知事殿

住 所(本社所在地、郵便番号)
名 称(企業等名及び代表者の氏名)

年度建設業DX推進支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業に
関し、下記の財産を処分したいので、建設業DX推進支援事業費補助金交付要綱第19条第1項の
規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。